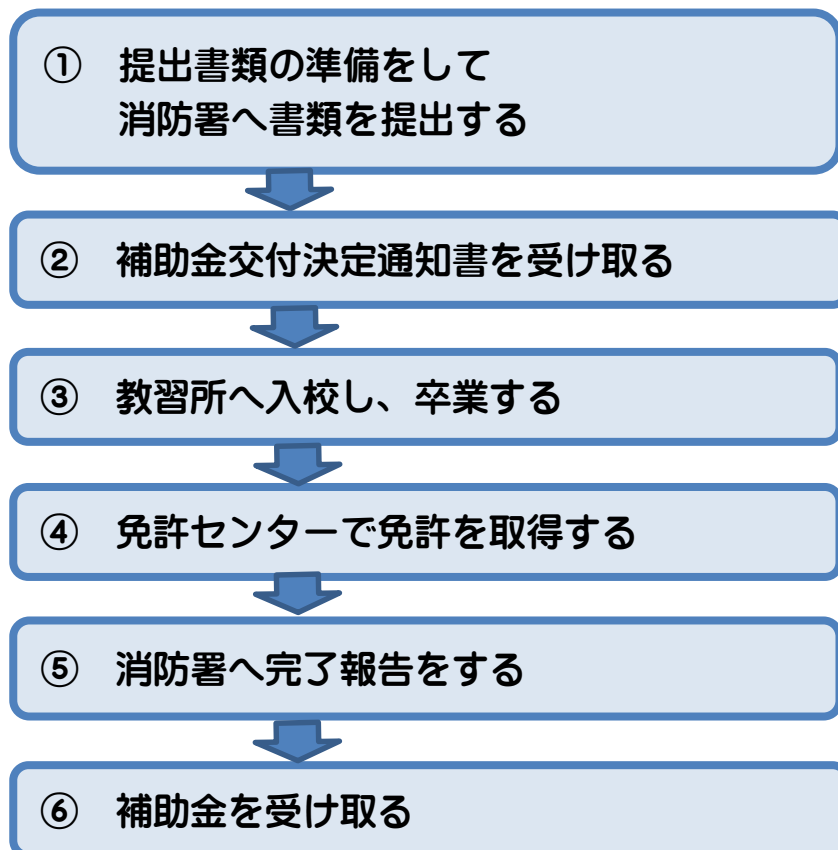


消防団免許取得補助金の利用方法について

まずは、利用条件を確認しましょう。

- ・ 陸前高田市の消防団員であり、所属する分団長が推薦する者
- ・ 補助金利用後、陸前高田市消防団で5年以上の活動を誓約できる者

補助金を利用するまでの大まかな流れは、以下のとおりです。



補助金の申請から受け取りまでの詳細な流れ

① 以下の書類を準備して、消防署に提出しましょう。

- (1) 補助金等交付申請書（規則様式第1号（第3条関係））
- (2) 事業計画書（様式第1号（第6関係））
- (3) 推薦書（様式第2号（第6関係））
- (4) 誓約書（様式第3号（第6関係））
- (5) 運転免許証の写し（表面、裏面ともに）
- (6) 自動車教習所が発行した見積書

・(1)～(4)の書類の様式、記載例は、消防団ホームページからダウンロード可能です。

・(3)推薦書は、**分団長の署名が必要**となります。

- ・**自動車教習所に入所(入校)する前に「入校経費、教習経費、検定経費」**の見積書を発行してもらいましょう。
- ・市内の自動車教習所であれば、「消防団員が補助金を利用するための見積書」であることを伝えることで、スムーズに見積書を発行していただけます。



② 申請後、交付が決定すると以下の書類が、自宅に郵送されます。

- (1) 補助金交付決定通知書（規則様式第3号（第6条関係））
- (2) 事業完了届（規則様式第6号（第12条関係））
- (3) 補助金等交付請求書（規則様式第7号（第12条関係））

「補助金交付決定通知書」の内容を確認して下さい。

- ・補助金の交付が決定していること、および、その金額を確認して下さい。
- ・補助金交付決定通知書のほか、完了報告時に必要な書類や記載例が、同封されています。
- ・これらの書類は、**「⑤消防署への完了報告」**時に使用しますので、大切に保管して下さい。





③ 自動車教習所へ入校し、卒業しましょう。

- ・自動車教習所での経費を、自費でお支払いしていただく必要があります。
- ・追加教習の費用は、補助の対象となりませんので注意して下さい。
- ・「⑤消防署への完了報告」時に自動車教習所の領収書の写しが必要となりますので、領収書は、大切に保管して下さい。



④ 免許センターで免許を取得しましょう。

- ・手数料や印紙代なども、自費でお支払いしていただく必要があります。
- ・「⑤消防署への完了報告」時に、新しく取得した運転免許証の両面の写しが必要となります。



⑤ 以下の書類を準備して、消防署へ完了報告をしましょう。

- (1) 事業完了届（規則様式第6号（第12条関係））
- (2) 補助金等交付請求書（規則様式第7号（第12条関係））
- (3) 新しく取得した運転免許証の写し（表面、裏面ともに）
- (4) 自動車教習所の領収書の写し

前ページ②で自宅に郵送されている書類です。

- ・(1)、(2)の書類は、補助金交付決定通知書に同封された「記載例」を参考に記載して下さい。
- ・完了報告は、運転免許取得後、速やかに実施していただく必要があります。
- ・上記の書類に漏れや不備があると、補助金を振り込むことができません。
- ・提出書類の不備、紛失等のないようにお願いします。



⑥ 補助金が、口座に振り込みになります。

- ・口座振り込みの際、振込通知書が、自宅に郵送になります。

以上で手続きが終了となります